

木村会長の開会挨拶

土地改良事業団体連合会 第57回通



決議



地域支援課 松永 技師が決議しました



決 議

農業・農村は、国の大本おほもとであり、日本の豊かな国土や自然環境も、農業・農村が健全であつて初めて維持されるものである。このため先人達は、農業・農村の健全な発展のために、農地や農業用水路などの維持、向上に向け、献身的な努力を続けてきた。

しかし、農業・農村においては過疎化、高齢化、担い手不足に加え農業水利施設の老朽化の進行など課題が山積している。さらに東日本大震災をはじめとする大地震や局地的豪雨など自然災害の危険度が益々高まってきている。また、現在進行中の環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉如何によつては、日本の食と農業、特に中山間地域の多い本県の農業・農村に甚大な影響を与えることが懸念される。

このような状況の中、農業・農村をこれからも健全に維持していくには、農業農村整備の重要性・必要性について広く国民の理解を得るとともに、先人達がたゆまぬ努力と創意工夫によつて育んできた「水」「土」「里」を、より優れた形で次世代に引き継いでいくことは、我々が担っている重要な責務である。

ついでには、国・県の支援を得ながら我々は、この責務を果たすため、これまで培ってきた経験と技術を活かし、強い農業を実現するためにこれからの農地中間管理事業との連携を図りながら整備・保全等を着実に推進し、再生可能エネルギーの有効利用や災害に強い安全で安心な農村社会の構築に、積極的に貢献していく覚悟である。

よつて、本日、ここに集うすべての農業農村整備事業関係者の総意として、第五十七回通常総会の名において左記事項を決議する。

記

- 一 強い農業の実現に向け、農地や農業用水の整備・保全等、農業農村整備事業を着実に推進できる予算を確保すること
- 一 防災・減災対策を推進して、災害に強い農業・農村を構築すること
- 一 現行の「農地・水保全管理支払交付金」から「多面的機能支払」へ施策が円滑に移行できるように配慮すること
- 一 農地中間管理事業の実施にあたり、「水」「土」の管理主体である土地改良区の公益的な役割を活用出来る仕組みとすると共に、水利用調整や施設の保全管理に与える影響を十分に考慮すること
- 一 TPP交渉により、日本の食の安全・安心を担っている農業・農村に悪影響を及ぼさないこと
- 一 小水力発電等の再生可能エネルギーの普及に向け、国の支援の充実を図ること

平成二十六年二月二十七日

鳥取県土地改良事業団体連合会

第五十七回通常総会

ハザードマップに関するパネルも掲示しました

